しみずらぼ 1,000 万円チャレンジ交付金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、「しみずらぼ 1,000 万円チャレンジ枠」において採択された提案を清水町内で実装し、町又は町民に具体的な価値を提供するために必要な経費に対して交付金を交付することについて、清水町補助金等交付規則（平成元年清水町規則第 10 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）1,000 万円チャレンジ

しみずらぼ特別枠として、町又は町民に役立つ製品、サービス、仕組みその他の提案を募集し、町がその価値を審査して採択し、清水町での実装を進める取組をいう。

（２）採択者

しみずらぼ募集要項（1,000 万円チャレンジ枠）に基づく審査を経て、町長から採択の決定を受けた者をいう。

（３）交付対象事業

採択された提案に基づき、交付決定を受けて実施する事業をいう。

（４）交付事業者

この要綱に基づき交付金の交付決定を受けた者をいう。

（交付対象者）

第３条　交付金の交付対象者は、採択者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）交付金の申請及び受領を行う主体が明確であること。

（２）国税及び地方税の滞納がないこと。

（３）清水町暴力団排除条例（平成 24 年清水町条例第 23 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（４）その他町長が交付金の交付対象者として不適当と認める者でないこと。

（交付対象事業）

第４条　交付金の対象となる事業は、しみずらぼ募集要項（1,000 万円チャレンジ枠）において採択された提案に基づき、町又は町民に具体的な価値を提供するために実施する事業とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は交付対象としない。

（１）法令又は公序良俗に反するもの

（２）採択された提案の目的又は内容から著しく逸脱するもの

（３）同一の経費について、国、地方公共団体その他の公的な補助金、交付金等の交付を重複して受けるもの

（４）その他町長が交付対象事業として不適当と認めるもの

（交付対象経費）

第５条　交付金の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業を遂行するために直接又は合理的に必要な経費とし、次に掲げる経費を含むものとする。

（１）人件費、賃金、報酬及び謝金

（２）委託費、外注費その他第三者への業務委託に要する経費

（３）原材料費、消耗品費、備品費、機器・設備費及び設置費

（４）システム利用料、ソフトウェア利用料、ライセンス料、通信費、クラウド利用料その他サービス提供に必要な経費

（５）旅費、交通費、運搬費、配送費その他移動又は物流に要する経費

（６）会場使用料、賃借料、リース料その他施設又は物品の使用に要する経費

（７）広報費、印刷製本費、広告費その他事業の周知又は利用促進に必要な経費

（８）導入、設定、運用支援、保守・メンテナンスその他事業の実施に必要な経費

（９）一般管理費その他交付対象事業を遂行するために合理的に必要な間接経費

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要かつ適当と認める経費

２　次に掲げる経費は交付対象としない。

（１）交付決定前に発生し、又は支出した経費

（２）交付対象事業との関係を確認できない経費

（３）領収書その他の証拠書類により支出を確認できない経費

（４）法令に違反する支出、罰金、過料その他これらに類する経費

（５）消費税及び地方消費税

（６）その他町長が交付対象経費として不適当と認める経費

（交付額）

第６条　交付金の額は、交付対象経費の 10 分の 10 以内とし、しみずらぼ 1,000 万円チャレンジ全体の予算の範囲内で町長が定める額とする。

２　交付金の額は、採択時の提案額及び交付決定額を上限とし、事業完了後の交付対象経費の実績額が交付決定額を下回る場合は、当該実績額を基礎として交付額を確定する。

３　交付決定後の交付金の増額は行わない。交付対象経費が交付決定額を超えた場合、その超過分は交付事業者の負担とする。

４　本交付金の交付決定は、次年度以降に発生するランニングコスト、保守・メンテナンス費用、更新費用その他継続的な経費の交付を保証するものではない。

（交付申請）

第７条　採択者が交付金の交付を受けようとするときは、しみずらぼ 1,000 万円チャレンジ交付金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）事業計画書（様式第２号）

（２）収支予算書（様式第３号）

（３）見積書その他交付対象経費の積算根拠が確認できる書類

（４）採択された提案内容及び提供する製品、サービス、成果等が確認できる書類

（５）その他町長が必要と認める書類

（交付決定及び交付条件）

第８条　町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、採択された提案内容との整合性、交付対象経費の妥当性その他必要な事項を確認し、交付金を交付することが適当であると認めたときは、しみずらぼ 1,000 万円チャレンジ交付金交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

２　町長は、前項の交付決定に当たり、交付対象事業の目的、主要な提供内容、実施期間、成果確認の方法、交付対象経費その他事業の適正な実施に必要な条件を付すことができる。

３　交付金は精算払とし、概算払は行わない。

（事業の変更等）

第９条　交付事業者は、交付決定後に次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめしみずらぼ 1,000 万円チャレンジ交付金変更申請書（様式第５号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）交付対象事業の目的を変更するとき。

（２）採択時又は交付決定時に示した主要な製品、サービス、成果物その他提供内容を変更するとき。

（３）事業を中止又は廃止するとき。

（４）その他町長が重要な変更と認めるとき。

２　前項に該当しない軽微な変更については、事前に事務局へ相談するものとする。

３　町長は、第１項の変更申請を承認したときは、しみずらぼ 1,000 万円チャレンジ交付金変更決定通知書（様式第６号）により交付事業者に通知するものとする。

（事業実施期間）

第 10 条　交付対象事業は、交付決定の日から当該年度の末日までに完了するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、町と交付事業者で協議し、町が予算の繰越しその他必要な手続を行った場合は、交付決定又は変更交付決定において定める期間まで事業を実施することができる。

（実績報告）

第 11 条　交付事業者は、交付対象事業が完了したときは、完了した日から 30 日以内に、しみずらぼ 1,000 万円チャレンジ交付金実績報告書（様式第７号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）収支決算書（様式第８号）

（２）交付対象経費に係る領収書、振込記録その他支出を証明する書類の写し

（３）実施した事業の内容、提供した製品・サービス等、対象者・利用実績、成果及び当初提案した効果に対する結果が確認できる資料

（４）写真、成果物、システム画面、利用記録その他事業を実施したことを確認できる資料

（５）その他町長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第 12 条　町長は、前条の実績報告を受けたときは、提出書類の審査及び必要に応じて行うその他の方法により、交付対象事業が採択内容及び交付決定の条件に適合して実施され、町又は町民に対して予定した製品、サービス、成果等が提供されたことを確認するものとする。

２　町長は、前項の確認の結果、適当と認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、しみずらぼ 1,000 万円チャレンジ交付金額確定通知書（様式第９号）により交付事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第 13 条　町長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）虚偽その他不正な手段により交付決定又は交付金の交付を受けたとき。

（２）交付金を交付対象事業以外の用途に使用したとき。

（３）交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（４）この要綱に基づく申請、報告又は調査等において虚偽の内容を示し、又は正当な理由なく必要な報告若しくは調査への協力を拒んだとき。

（５）その他町長が交付金の交付を適当でないと認める重大な事由が生じたとき。

２　町長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に交付金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

（要綱に定めのない事項）

第 14 条　この要綱に定めのない事項については、必要に応じ、町と交付事業者が協議して定めるものとする。

附　則

この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

清水町長　　様

名　　称
住　　所
代表者名　　㊞

しみずらぼ 1,000 万円チャレンジ交付金交付申請書

しみずらぼ募集要項(1,000 万円チャレンジ枠)の規程により採択となった提案の実施にあたり、しみずらぼ 1,000 万円チャレンジ交付要綱７条の規定により次の関係書類を添えて申請します。

記

１　申請額　　円

２　添付書類
（１）事業計画書（様式第２号）
（２）収支予算書（様式第３号）
（３）見積書その他交付対象経費の積算根拠が確認できる書類（任意様式）
（４）採択された提案内容及び提供する製品、サービス、成果等が確認できる書類（任意様式）
（５）その他町長が必要と認める書類（任意様式）

様式第２号（第７条関係）

事　　業　　計　　画　　書

１　実施事業の名称		
２　実施事業の概要		
３　実施期間（予定）	年　　月　　日　　～　　年　　月　　日	
４　実施場所		
５　交付金要望額	円	
６　事業内容	年月日	内容（具体的な事業プラン）
７　町への要望		

申請者に関すること

名　称	
社員数等（任意）	
事務連絡先	

様式第３号（第７条関係）

収　　支　　予　　算　　書

【収　入】

項　　目	予算額	内容・説明
町 交 付 金		
その他の収入		
合　　計		

【支　出】

項　　目	予算額	内容・説明
合　　計		

様式第４号（第８条関係）

清指令第　　号

年　　月　　日

様

清水町長　　㊞

しみずらぼ 1,000 万円チャレンジ交付金交付決定通知書

年　　月　　日申請の　　事業に対し金　　円を交付します。ただし、次の事項を承知してください。

１　この交付金は上記の目的以外には使用できません。
２　交付対象事業が完了したときは、完了した日から 30 日以内にしみずらぼ 1,000 万円チャレンジ交付金実績報告書（様式第７号）を町長に提出してください。
３　町長は交付事業者が交付条件に違反したときは交付金の決定の取消及び返還を命ずる事ができます。交付金の額の確定があった後においてもまた同様とします。
４　この内容に対し、不服のある交付事業者は決定の通知を受けた日から 30 日以内に書面をもって不服を申し出ることができます。
５　「しみずらぼ 1,000 万円チャレンジ交付金交付要綱」を遵守してください。

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

清水町長　　様

名　　称
住　　所
代表者名　　㊞

しみずらぼ 1,000 万円チャレンジ交付金変更申請書

年　　月　　日付け清指令第　　号をもって交付決定された交付金に係る申請事項について次のとおり変更したいので、しみずらぼ 1,000 万円チャレンジ交付金交付要綱第９条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　交付決定額　　円

２　変更後の交付金申請額　　円

３　変更の理由

２　添付書類
（１）事業計画書（様式第２号）
（２）収支予算書（様式第３号）
（３）その他参考となる書類など（任意様式）

様式第６号（第９条関係）

年　　月　　日

様

清水町長　　㊞

しみずらぼ 1,000 万円チャレンジ交付金変更交付決定通知書

年　　月　　日変更申請のあった　　事業に対し金　　円に変更決定しましたので、しみずらぼ 1,000 万円チャレンジ交付金交付要綱第９条の規程により通知します。ただし、次の事項を承知してください。

１　この交付金は上記の目的以外には使用できません。
２　交付対象事業が完了したときは、完了した日から 30 日以内にしみずらぼ 1,000 万円チャレンジ交付金実績報告書（様式第７号）を町長に提出してください。
３　町長は交付事業者が交付条件に違反したときは交付金の決定の取消及び返還を命ずる事ができます。交付金の額の確定があった後においてもまた同様とします。
４　この内容に対し、不服のある交付事業者は決定の通知を受けた日から 30 日以内に書面をもって不服を申し出ることができます。
５　「しみずらぼ 1,000 万円チャレンジ交付金交付要綱」を遵守してください。

様式第７号（第 11 条関係）

年　　月　　日

清水町長　　様

名　　称
住　　所
代表者名　　㊞

しみずらぼ 1,000 万円チャレンジ交付金実績報告書

年　　月　　日付け清水町指令第　　号で交付決定のあった標記事業が完了したので、しみずらぼ 1,000 万円チャレンジ交付金交付要綱第 11 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

１　収支決算書（様式第８号）
２　交付対象経費に係る領収書、振込記録その他支出を証明する書類の写し（任意様式）
３　実施した事業の内容、提供した製品・サービス等、対象者・利用実績、成果及び当初提案した効果に対する結果が確認できる資料（任意様式）
４　写真、成果物、システム画面、利用記録その他事業を実施したことが確認できる資料（任意様式）
５　その他町長が必要と認める書類（任意様式）

様式第８号（第 11 条関係）

収　支　決　算　書

【収　入】

項　　目	予算額	決算額	内容・説明
町 交 付 金			
その他の収入			
合　　計			

【支　出】

項　　目	予算額	決算額	内容・説明
合　　計			

様式第９号（第 12 条関係）

清　　号
年　　月　　日

様

清水町長　　㊞

しみずらぼ 1,000 万円チャレンジ交付金額確定通知書

年　　月　　日付けで提出のあった、しみずらぼ 1,000 万円チャレンジ交付金実績報告書を審査の結果、交付金の額を下記のとおり確定したので、しみずらぼ 1,000 万円チャレンジ交付金交付要綱第 12 条の規程により通知します。

記

交付決定額　　円

増　減　額　　円

交付確定額　　円